半田市公告

半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成２６年半田市条例第６号）第６条第４項及び半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例施行規則（平成２６年半田市規則第１２号）第６条の規定に基づき、次のとおり半田市産業廃棄物処理施設等設置等意見交換会概要書が提出されたため、同条例第６条第５項の規定によりその旨を公表する。

令和８年１１月１９日

半田市長　久　世　孝　宏

記

１．　産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする者
半田市日東町１番地の６
豊田メタル株式会社

２．　設置等をしようとする産業廃棄物処理施設等
産業廃棄物中間処理施設
・廃プラスチック類の破砕施設

３．　産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする場所
半田市日東町１番６（工業専用地域）

４．　意見交換会の開催場所及び日時
・場所　半田市日東町１番地の６　豊田メタル㈱　第１会議室
・日時　令和８年１１月６日　１３時３０分